

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

社員の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、安心して働くことができる環境のもと、能力を十分に発揮して更なる活躍ができることを目指し、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年4月1日～2026年3月31日（5年間）

2. 内容

▶雇用環境の整備に関する事項

- ・男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- ・従業員が仕事と育児を両立しながら働き続けられる職場風土の改革に関する研修等の実施
- ・在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入の検討